平成２６年（フ）第１７５０号
福岡県大野城市中１丁目４番１号
破産者　テクニカルメイトジャパン株式会社
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３号
福島県相馬市赤木字新堤134番地の１
破産者　九星産業株式会社
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第６４号
滋賀県東近江市八日市東本町17番８―26号マリーベルハイツＨ207号室、前住所大阪市都島区友渕町１丁目３番30―301号
破産者　藤村　慶輔
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第２８号
愛媛県四国中央市寒川町4765番地26
破産者　有限会社加地製作所
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２６年（フ）第５３号
愛媛県四国中央市川滝町下山2274番地３
破産者　カドミセシール株式会社
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５３０号
北海道千歳市支笏湖温泉番外地　市営住宅湖畔団地302号
破産者　山森　賢二
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５３３号
札幌市清田区平岡５条３丁目７番１―203号
破産者　篠原　郁子
1　決定年月日　平成27年２月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４２号
千葉県木更津市請西南４丁目11番地２
ティーズハウスＡ棟102号
破産者　石崎　　晶
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２号
富山市新庄町４丁目５番32号
破産者　村上　孝吉
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６７号
鳥取県鳥取市立川町６丁目234番地　市住10―22号、旧住所鳥取県鳥取市片原５丁目237番地
破産者　森　　一枝
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４１号
鳥取県鳥取市福部町栗谷258番地、開始決定時の住所鳥取県鳥取市福部町栗谷247番地
破産者　奥田　恒夫
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４５９号
大分県別府市千代町１番18号　ベルハイツ804号
破産者　宮本伊三男
1　決定年月日　平成27年２月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１０８４９号
東京都武蔵野市吉祥寺南町２丁目20番８号
破産者　株式会社ユーエスエム
1　破産債権の届出期間　平成27年３月２日まで
2　一般調査期日　平成27年３月16日午前10時
平成27年２月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３１号
北九州市門司区上藤松２丁目10―４　藤原眞方、住民票上の住所北九州市門司区鳴竹１丁目13番14号
破産者　山田　蔦子
1　破産債権の届出期間　平成27年３月９日まで
2　一般調査期日　平成27年３月25日午前11時
平成27年２月９日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１０９４号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1531番地　サードサン大宮302
破産者　武部　　努
1　破産債権の届出期間　平成27年３月10日まで
2　一般調査期日　平成27年４月20日午前11時
平成27年２月９日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５５９号
奈良市石木町８番地の１　アムール風見鶏101号
破産者　近藤　　禎
1　破産債権の届出期間　平成27年３月13日まで
2　一般調査期日　平成27年４月13日午後２時30分
平成27年２月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９号
高知県土佐清水市汐見町23―18　パールビル４階402号室、住民票上の住所神奈川県厚木市旭町２丁目１番６―907号
破産者　鷲山　憲治
1　破産債権の届出期間　平成27年３月16日まで
2　一般調査期日　平成27年４月27日午後１時
平成27年２月９日　高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第３０８号
愛媛県松山市森松町570番地１　メゾン森松302
破産者　西川　洋二
1　破産債権の届出期間　平成27年３月25日まで
2　一般調査期日　平成27年５月11日午前11時20分
平成27年２月10日　　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６４号
東京都昭島市大神町３丁目１番14―402号、開始決定時の住所山形県天童市北久野本２丁目11番10号　モンシャンブル21―505号
破産者　小宮山史郎
1　破産債権の届出期間　平成27年４月３日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午後２時30分
平成27年２月10日　　山形地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第３４０号
奈良県磯城郡田原本町大字松本字宮毛160番地４
破産者　社会福祉法人創生会
特別調査期日　平成27年３月16日午後２時
平成27年２月10日
奈良地方裁判所葛城支部破産係